

福祉

ご存じですか？この手当

【特別児童扶養手当】

対象者

・児童(※)を監護している父もしくは母
・父母に代わって児童(※)を養育し、主として児童の生計を維持している人

※20歳未満で、身体や知的または精神に中程度の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にある児童

● 手当支給月額

- ・1級/5万1,700円
- ・2級/3万4,430円

● 次の場合は手当を受けられません

- ①児童が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

【障害児福祉手当】

● 対象者/20歳未満で、身体や知的または精神に重度の障害を有する

ために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童

● 手当支給月額/1万4,650円

● 次の場合は手当を受けられません

- ①施設に入所しているとき(シヨートステイは除く)
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【特別障害者手当】

● 対象者/20歳以上で、身体や知的または精神に著しく重度の障害を有

するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人。

● 手当支給月額/2万6,940円

● 次の場合は手当を受けられません

- ①施設に入所しているとき(シヨートステイは除く)
- ②病院に3カ月以上入院しているとき

【既にこれらの手当を受けている場合】

手当に応じて、いろいろな届け出をする義務があります。「障害程度に変動があった」「住所を変更した」「所得の高い扶養義務者と生計を共にするようになった」などの時は届け出てください。

もし届け出が遅れたり、届け出をしなかった場合には、手当の支給が受けられなくなったり、手当を返していたりすることがありますので、必ず忘れずに届け出てください。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

医療

医療費通知のお知らせ時期と記載内容の変更

● お知らせ時期

医療費通知は、国民健康保険の世帯主宛に年6回、後期高齢者医療被保険者宛に年3回のお知らせ(はが

対象となる診療月	お知らせ時期	
	後期高齢者医療保険(年3回)	国民健康保険(年6回)
1月診療分	(5月下旬発送)	4月下旬
2月診療分		9月下旬
3月診療分	8月下旬	
4月診療分	10月下旬	
5月診療分	12月下旬	
6月診療分	翌1月下旬	10月下旬
7月診療分		
8月診療分		翌5月下旬 (1月診療分含む)
9月診療分	翌1月下旬	
10月診療分		
11月診療分		
12月診療分		

き)をしています。

今後の発送時期、対象となる診療月については表のとおりです。

国民健康保険の医療費通知は再発行ができません。申告などでの使用をお考えの場合は、大切に保管してください。

● 記載内容の一部変更(追加)

医療費通知が確定申告などで「医療費控除の明細書」の代わりに活用できるようになったことから、申告に必要な6項目を記載するため、一部記載内容が追加されました。

・6項目とは

- ①被保険者などの氏名
- ②療養を受けた年月
- ③療養を受けた者
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局

などの名前

⑤被保険者などが支払った医療費の額 ※自己負担額・患者負担額として新たに追加されました

⑥被保険者などの名称

これらの項目が記載された医療費通知は、医療費控除の申告手続きで「医療費控除の明細書」の代わりにして使用することができます。

なお、医療費控除の対象となる支出で、通知に記載されていないものがある場合には、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付する必要があります。この場合、医療費領収書は、確定申告期限から5年間保存する必要があります。

また、通知に記載されている自己負担相当額(患者負担額)と、実際にご自身が負担された額が異なる場合があります。こうした場合には、自己負担相当額(患者負担額)欄に記載の額から公費負担医療の額を差し引くなど、ご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

医療費控除の申告に関することは、税務署にお問い合わせください。

問古備庁舎住民課(国民健康保険)

和歌山県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療制度) ☎073-4288-00000